

## 54 製品製造・加工処理の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く）

小分類	細分類	該当例・非該当例	
552 水産物加工工	552-01 かつお節類製造工	該当例	荒節製造工、かつお生切工、かつお骨抜工、枯節製造工、さば節製造工、なまり節製造工、まぐろ節製造工
	552-02 魚介干物製造工	該当例	あじ干物製造工、桜えび加工工、するめ製造工、煮干製造工、干貝柱製造工、干のり製造工、干ひじき加工工
	552-03 水産ねり物製造工	該当例	蒲鉾製造工、魚肉ソーセージ製造工、さつま揚製造工、ちくわ製造工、はんぺん製造工
		非該当例	水産ねり物製造設備制御・監視員 [503-99]
	552-99 他に分類されない水産物加工工	該当例	いか塩辛製造工、数の子加工工、寒天製造工、魚介くん製製造工、こんぶ加工工、水産物塩蔵工、水産珍味製造工、つくだ煮製造工、ところてん製造工